

# 第 173 回 総会

## 南部町農業委員会会議録

令和元年 12 月 16 日開催

南部町農業委員会

## 第173回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和元年12月16日(月) 午後3時00分

2. 閉会年月日 令和元年12月16日(月) 午後3時28分

3. 開催場所 南部分庁舎議場

4. 出席委員(15人)

会長 9番 中村文男

会長職務代理

委員	1番 工藤信仁	2番 川守田雄一
	3番 赤石敏文	4番 佐々木一雄
	5番 梅内勝治	6番 坂本重悦
	7番 山田憲幸	8番 三浦恵美子
	11番 滝田信彦	12番 蹴揚福男
	13番 河守田雄一	14番 石橋薫
	15番 松村民夫	16番 堀内重男

5. 欠席委員(2人)

欠席者 10番 坂本誠治

6. 会議書記

事務局長 夏堀勝徳

主幹 小田原孝治

総括主査 佐藤弓孔

7. 会議日程

日程第1 会議録署名委員の氏名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第6号 取下げ願いの受理について

日程第5 報告第7号 賃貸借合意解約書の受理について

日程第6 報告第8号 使用貸借合意確約書の受理について

日程第7 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第8 議案第34号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第9 議案第35号 農用地利用配分計画案に関する意見について

議 長	<p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立    ・礼    ・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>1 1 番 滝田 信彦 委員の音頭で行います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p> <p>ご着席ください。</p>
事務局長	<p>ただいまから第 173 回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
議 長	<p>「あいさつ」</p>
議 長	<p>本日の欠席委員は <u>1</u> 名です。</p> <p>出席委員は 16 名中 <u>15</u> 名で、委員定数に達しておりますので、第 173 回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 3 時 5 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>4 番 佐々木 一雄 委員</p> <p>5 番 梅内 勝治 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>次に、日程第 4 報告第 6 号「取下げ願いの受理について」を報告いたします。</p> <p>報告の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>

小田原主幹	<p>それでは、報告第6号について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により、使用貸借の承認を得た申請の取下げ願いを受理したので、報告するもので1件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の取下げ願いの内容ですが、使用貸借の契約期間は令和元年10月11日から令和11年12月31日まででした。</p> <p>今回、使用貸借契約の取下げをした日は、令和元年11月6日で、取下げ理由は中間管理機構を通さない権利設定の意向としたためであります。</p>
議長	<p>次に、日程第7 報告第7号「貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。</p> <p>報告の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>それでは、報告第7号について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので、報告するもので、2件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、貸借の契約期間は平成27年4月1日から令和2年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和元年11月14日、土地の引き渡しの時期は令和元年11月15日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号2番の合意解約の内容ですが、貸借の契約期間は平成31年3月1日から令和6年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和元年11月22日、土地の引き渡しの時期は令和元年11月23日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p>
議長	<p>次に、日程第8 報告第8号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。</p> <p>報告の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>それでは、報告第8号について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成23年4月1日から令和3年</p>

小田原主幹	<p>3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日、土地の引渡しのはきは令和元年10月29日、合意解約の条件は「なし」であります。</p>
議 長	<p>次に、日程第7 議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原 主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第33号について、説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は2件で、いずれも所有権の移転に関するものです。調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p> <p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>川守田 雄一 調査員</p>
川守田調査員	<p>2番 川守田から説明いたします。</p> <p>去る12月2日、赤石 敏文 委員と南部分庁舎において、議案第33号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第33号についてですが、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番及び番号2番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第33号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p>

<p>議 長</p>	<p>議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 8 議案第 34 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>ここでは、</p> <p>5 番 梅内 勝治 委員と 14 番 石橋 薫 委員が利用権の設定を受ける者となっている事案が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原 主幹</p>
<p>小田原主幹</p>	<p>議案第 34 号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、81 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番から番号 2 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 8,000 円です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は畑、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,090 円です。</p> <p>番号 4 番から番号 5 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 6 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。</p> <p>番号 7 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 8 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,993 円です。</p> <p>番号 9 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,871 円です。</p> <p>番号 10 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,933 円です。</p> <p>番号 11 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,999 円です。</p> <p>番号 12 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,912 円です。</p> <p>番号 13 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,967 円です。</p> <p>番号 14 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,932 円です。</p> <p>番号 15 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,918 円です。</p> <p>番号 16 番から番号 73 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 74 番の利用目的は田、期間は 7 年 3 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 75 番から番号 81 番の利用目的は田、期間は 10 年 3 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p>

<p>小田原主幹 議長</p>	<p>以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>議案第 34 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 34 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>ここで、梅内 勝治 委員と 石橋 薫 委員の入室を求めます。</p> <p>(午後 3 時 2 0 分着席)</p> <p>次に、日程第 9 議案第 35 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。</p> <p>ここでは、</p> <p>4 番 佐々木 一雄 委員が権利の設定を受ける者となっている事案が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします</p> <p>(午後 3 時 2 1 分退席)</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原 主幹</p>
<p>小田原主幹</p>	<p>議案第 35 号について、説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による案件は 70 件です。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の規定に基づき、「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、所有者の氏名・住所、権利の設定を受ける者の氏名・住所、利用目的、存続期間、支払方法は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,993 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,871 円です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,933 円です。</p>

小田原主幹	<p>番号4番の利用目的は田、期間は6年3ヶ月、10a当たりの賃借料は年額4,999円です。  番号5番の利用目的は田、期間は6年3ヶ月、10a当たりの賃借料は年額4,912円です。  番号6番の利用目的は田、期間は6年3ヶ月、10a当たりの賃借料は年額4,967円です。  番号7番の利用目的は田、期間は6年3ヶ月、10a当たりの賃借料は年額4,932円です  番号8番の利用目的は田、期間は6年3ヶ月、10a当たりの賃借料は年額4,918円です  番号9番から番号62番の利用目的は田、期間は6年3ヶ月、使用貸借による権利設定です。  番号63番の利用目的は田、期間は7年3ヶ月、使用貸借による権利設定です。  番号64番から番号70番の利用目的は田、期間は10年3ヶ月、使用貸借による権利設定です。  以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>議案第35号について、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。  よって、議案第35号「農用地利用配分計画案に関する意見について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>ここで、佐々木 一雄 委員の入室を求めます。  (午後3時27分着席)</p> <p>ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定いたします。  次に、日程第3 諸般の報告をします。  諸般の報告については、ご配布のとおりです。  朗読は省略します。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  第173回南部町農業委員会総会を閉会いたします。  ごくろうさまでした。  (午後3時28分)</p>



上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 12 月 16 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員